

一般財団法人滋賀県剣道連盟 倫理に関するガイドライン

＜趣旨＞ 剣道人は、全日本剣道連盟制定の「剣道は 剣の理法の修練による人間形成の道である」という「剣道の理念」の実践に努め、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達などに寄与することを使命として平素活動している。

しかるに、全国的にみると様々なスポーツ団体などで、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、不適切な金銭の授受など、反倫理的行為の事例が起り、該当する個人だけではなく当事者の所属する団体、ひいてはその種目そのものの信用失墜につながりかねない事態に至っている事例もみられる。

一般財団法人滋賀県剣道連盟（以後本連盟）では、このような事態は決して他府県・他のスポーツのこととして看過出来るものではないと考える。

ここに、改めて倫理に関する事項の確認を行い、その遵守に努めるために「倫理に関するガイドライン」を定めるものである。

I 反倫理的行為

1 パワーハラスメント

本連盟及びその加盟団体の役職員、剣道の指導者は以下の事項に留意しなければならない。

また、本連盟はこれらのものに対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導を徹底する。

(1) 組織の運営や剣道の指導に当たっては、優位な立場に立つものは、運営にあたる従事者や指導を受ける者に、下記の【定義】や【類型】に当たる行為と受け止められるような行いには十分配慮する。

(2) 組織運営や剣道の指導を行う者は、下記の【定義】や【類型】に当たる行為を厳禁する
【パワーハラスメントの定義】（「労働施策推進法」を参照）

① 優越的な関係を背景にした言動。

② 連盟の会務や、剣道の指導などの活動で、必要かつ相当な範囲を超えたもの。

③ 会務の実行者や指導を受ける者の就業環境や稽古環境が害されるもの。

以上①～③の要素すべてを満たすもの。

【パワーハラスメントの代表的な言動の種類（SNS上の言動を含む）】

- | | |
|---------------|--|
| ① 身体的な攻撃 | 暴行・傷害 |
| ② 精神的な攻撃 | 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言 |
| ③ 人間関係からの切り離し | 隔離・仲間外し・無視 |
| ④ 過大な要求 | 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害。 |
| ⑤ 過小な要求 | 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと。 |
| ⑥ 個の侵害 | 私的なことに過度に立ちいること。
機微な個人情報を本人の了解を得ずに暴露すること。 |

2 身体的及び精神的セクシャルハラスメント

役職員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシャルハラスメントを絶対に行わない。本連盟は講習会・研修会等において周知徹底を図っていく。

- (1) 安易に性的及び性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現及び行為などを行うことは厳に慎むこと。(SNS上の言動や表現を含む)
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。(SNS上の言動や表現を含む)
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャルハラスメントになり得ることを認識すること。(SNS上の言動や表現を含む)
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視をせず「不快である」旨を意志表示すること。

3 パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントがあった場合の対処

パワーハラスメントおよびセクシャルハラスメントの被害を受けたり、そのような事実を知った場合には、一人で抱え込まず身近な信頼する人に相談し、本連盟に設置する「ハラスメント相談員制度」を活用して、本連盟に届け、本連盟に対して改善を求めること。

届けを受けた本連盟は、被害当事者又はハラスメント相談委員から事情説明を受け、適切な方法で事実確認を行い、必要に応じてコンプライアンス委員会や、第三者委員会に諮問して解決に向けて対応策を講じる事。

なお、被害を届けたことにより届け出た者が不利益を受けることは一切ない。

この項目に関しては、別途、各機関の運用ルールを定め、事象に対して円滑に作業が進められるよう取り計らう。

II その他の反倫理的行為

- 1 人種、民族、性別および年齢によって差別を行ってはならない。
- 2 ドーピング及び薬物乱用を行ってはならない。
- 3 プライバシー保護に努めること。
- 4 級位、段位、称号審査については、金品の授受はもとより、審査についていささかも疑念が持たれることが無いよう、審査主催者、審査員は言動を慎むこと。
- 5 経理については適正に処理し、不正行為を厳禁する。

III 各種大会の選手・監督等の選考について適切に行うこと。

- 1 国民スポーツ大会の選手・監督については「国民スポーツ大会選手選考委員会規定」に則り選考すること。
- 2 その他の各種大会の選手・監督については、大会要項に示す選考委員の合議によって選考すること。

IV 安全・事故防止に努め、一般社会人としての社会規範を遵守すること。

このガイドラインは令和7年4月27日から施行する。

【ご相談方法について】

当連盟では、公平かつ正確な対応のため、お電話でのご相談は受け付けておりません。
ご相談は、メール又はFAX又にてお願いいたします。

【ご相談時のお願い】

ご相談を円滑にお取次ぎするため、以下の項目についてご記載をお願いいたします。

- 1 氏名（匿名可 ※下記参照）
- 2 ご連絡先（携帯電話番号・メールアドレス等）
- 3 ご相談内容（できるだけ具体的にご記入ください）
- 4 相談員との面談を希望されるかどうかご連絡ください

【匿名でのご相談について】

匿名でのご相談も受け付けておりますが、回答はいたしかねます。

【対応について】

ご相談内容は事務局にて受け付け相談員へ連絡。
相談員より面談日の連絡を相談者へいたします。

【その他】

内容により、回答までお時間をいただく場合がございます。

【通報・相談窓口】

メールアドレス

kenren-soudan@abox3.so-net.ne.jp

滋賀県剣道連盟 通報・相談窓口 宛



ファックス番号

077-514-3178

滋賀県剣道連盟 通報・相談窓口 宛